

選挙当日の投票時間は午前7時~ 午後8時です

この時間帯があなたの勤務時間と重なっており、勤務時間外に州全域選挙での投票を行う時間の余裕がない場合、2時間以内であれば賃金を失うことなく休暇時間をとって投票を行うことが、カリフォルニアの法律で認められています。

投票には必要なだけ時間を費やすことが できますが、有給となるのは2時間まで です。

あなたの雇用主との間に別の取り決めがない限り、投票のための休暇時間は通常勤務時間帯の始めと終わりのどちらかに制限され、投票のための時間をできるだけ長く、通常勤務時間中の休暇時間をできるだけ短くできる方を選ぶことができます。

選挙の3勤務日前、投票のために休暇時間 をとることが必要と判断した場合、選挙の 少なくとも2勤務日前までにあなたの雇用 主にその旨を申し出る必要があります。



従業員の投票のための休暇時間 に関する雇用主へのお知らせ

州法(カリフォルニア州選挙法第14001 条)は、州全域選挙での投票を目的とし た有給休暇時間に関する規定について従 業員に通知することを、雇用主に対して 義務付けています。

ご利用可能な通知のサンプルが、このページの裏面に印刷されています。

州全域選挙がある時は、少なくとも10日前に、職場内、それが不可能ならば従業員が出勤・退社時に見ることができる他の場所に、この通知をはっきりと掲示する必要があります。

この通知または他の選挙関連情報に関する ご質問は、州務長官の有権者ホットライン (800) 339-2865に電話でお問い合わせくだ さい。 従業員は、勤務時間外に投票 する時間の余裕がない場合に のみ、投票のための有給休暇 時間をとることが認められて います。この法律は、仕事の ために投票が困難であろう勤 労者の方々に、投票する機会 を提供することを意図してい ます。

選挙当日の投票時間は午前7時~午後8時です。

従業員は投票に必要なだけ 時間を費やすことができます が、最大限2時間までが有給 となります。

雇用主は、従業員が投票のため追加の休暇時間を必要とする場合、事前にその旨を申し出るよう義務付けることができます。

雇用主は、休暇時間を従業員の勤務時間帯の始めか終わりに限るよう義務付けることができます。